

平成31年余市町議会第1回臨時会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時08分

○招 集 年 月 日

平成31年4月23日（火曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

平成31年4月23日（火曜日）午前10時

○出 席 議 員 （18名）

余市町議会議長	6番	中井寿夫
余市町議会副議長	11番	白川栄美子
余市町議会議員	1番	野呂栄二
〃	2番	吉田豊
〃	3番	辻井潤
〃	4番	岸本好且
〃	5番	土屋美奈子
〃	7番	近藤徹哉
〃	8番	吉田浩一
〃	9番	佐藤一夫
〃	10番	野崎奎一
〃	12番	庄巖龍
〃	13番	安久莊一郎
〃	14番	大物翔
〃	15番	中谷栄利
〃	16番	藤野博三
〃	17番	茅根英昭
〃	18番	溝口賢誇

○欠 席 議 員 （0名）

○出 席 者

余市町長	齊藤啓輔
副町長	細山俊樹
総務部長	須貝達哉
総務課長	増田豊実
企画政策課長	阿部弘亨
地域協働推進課長	小黒雅文
財政課長	高橋伸明
税務課長	紺谷友之
民生部長	前坂伸也
福祉課長	照井芳明
子育て・健康推進課長	芹川かおり
保険課長	羽生満広
環境対策課長	成田文明
経済部長	渡辺郁尚
農林水産課長	濱川龍一
商工観光課長	橋端良平
建設水道部長	山本金五
建設課長	篠原道憲
まちづくり計画課長	千葉雅樹
下水道課長	庄木淳一
水道課長	中村利美
会計管理者(併)会計課長	秋元直人
農業委員会事務局長	水野貴司
教育委員会教育長	佐々木隆
教育部長	上村友成
社会教育課長	奈良論

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長

中 島 豊

○事務局職員出席者

事 務 局 長 杉 本 雅 純
主 幹 枝 村 潤
書 記 細 川 雄 哉

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
- 第 3 議案第 1 号 余市町税条例等の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第 2 号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第 3 号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第 6 推薦第 1 号 余市町農業振興協議会委員の推薦について

開 会 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから平成31年余市町議会第1回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案3件、推薦1件、他に議長の諸般報告です。

○議長(中井寿夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号9番、佐藤議員、議席番号10番、野崎議員、議席番号12番、庄議員、以上のとおり指名

いたします。

○議長(中井寿夫君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○16番(藤野博三君) 平成31年余市町議会第1回臨時会開催に当たり、昨日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名の出席のもと、さらに説明員として細山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案3件、推薦1件、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日1日と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第3、議案第1号 余市町税条例等の一部を改正する条例案、日程第4、議案第2号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案、以上2件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、議案第3号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、推薦第1号、余市町農業振興協議会委員の推薦についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(中井寿夫君) ただいま委員長から報告

のとおり、今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

なお、今期臨時会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、笹山学校教育課長は、病氣療養のため本日欠席の旨届け出があり、これを許可したことをご報告申し上げます。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般報告を終わります。

○議長(中井寿夫君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第3、議案第1号 余市町税条例等の一部を改正する条例案、日程第4、議案第2号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案、以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第3ないし日程第4を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○税務課長(紺谷友之君) ただいま上程されました議案第1号 余市町税条例等の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年法律第2号として、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年政令第87号として、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令が平成31年総務省令第38号及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が総務省令第39号として平成31年3月29日にそれぞれ公布され、総務省令第39号を除き、いずれも原則として平成31年4月1日から施行されることにより、本町税条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容について申し上げます。個人町民税につきましては、1つ目としてふるさと納税の特例控除の制度の見直しについて、2つ目として子供の貧困に対応するための個人住民税の非課税措置の拡充について、3つ目として住宅ローン控除の拡充に伴う措置についておのおの規定の整備を行うものでございます。

次に、固定資産税につきましては、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置について規定の整備を行うものでございます。

次に、軽自動車税につきましては、1つ目としては環境性能割の臨時的軽減について、2つ目としてグリーン化特例の大幅見直しについておのおの規定の整備を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第1号 余市町税条例等の一部を改正する条例案。

余市町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年4月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町税条例等

の一部を改正する条例。

(余市町税条例の一部改正)

第1条 余市町税条例(昭和37年余市町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

これにつきましては、寄附金税額控除について特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とするものでございます。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項(同条第9項)」を「附則第5条の4の2第5項(同条第7項)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

これにつきましては、住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間の拡充及び申告要件の廃止でございます。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

これにつきましては、特例控除対象寄附金を申

告特例、申告特例控除額の対象とする規定の整備でございます。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30条第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30条第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30条第3号」に改め、同条第10項中「附則第15条第30条第1号」を「附則第15条第31条第1号」に改め、同条第11項中「附則第15条第30条第2号」を「附則第15条第31条第2号」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第20項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第21項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第26項中「附則第15条第46項」

を「附則第15条第47項」に改める。

これにつきましては、わがまち特例に係る引用条項の整理でございます。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

これにつきましては、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定整備でございます。

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定

（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

表内左欄より朗読いたします。第2号ア、3,900円、1,000円、6,900円、1,800円、1万800円、2,700円、3,800円、1,000円、5,000円、1,300円。

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア、3,900円、2,000円、6,900円、3,500円、1万800円、5,400円、3,800円、1,900円、5,000円、2,500円。

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア、3,900円、3,000円、6,900円、5,200円、1万800円、8,100円、3,800円、2,900円、5,000円、3,800円。

附則第16条第7項を同条第4項とする。

これにつきましては、平成31年度賦課分の軽自動車税グリーン化特例の措置規定でございます。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

第2条 余市町税条例の一部を次のように改正する。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で町内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

これにつきましては、住民税申告書記載事項の簡素化規定でございます。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

これにつきましては、単身児童扶養者の扶養親族申告書記載事項への追加規定でございます。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

2 北海道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 北海道知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車につ

いて法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

これにつきましては、軽自動車税環境性能割の賦課徴収の特例の新設でございます。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

これにつきましては、軽自動車税環境性能割を非課税、もしくは税率を1%減とする臨時的軽減措置の規定を新設するものでございます。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車の種別割に限り、当該軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表内左欄より朗読いたします。第2号ア(イ)、3,900円、1,000円。

第2号ア(ウ)A、6,900円、1,800円、1万800円、2,700円。

第2号ア(ウ)B、3,800円、1,000円、5,000円、1,300円。

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)、3,900円、2,000円。

第2号ア(ウ)A、6,900円、3,500円、1万800円、5,400円。

第2号ア(ウ)B、3,800円、1,900円、5,000円、2,500円。

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲

げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）、3,900円、3,000円。

第2号ア（ウ）A、6,900円、5,200円、1万800円、8,100円。

第2号ア（ウ）B、3,800円、2,900円、5,000円、3,800円。

これにつきましては、軽自動車税種別割のグリーン化特例について重課の規定を整備し、平成32年度分及び平成33年度分の軽課を新設するものでございます。

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請

をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

これにつきましては、軽自動車税種別割賦課徴収の特例を新設するものでございます。

第3条 余市町税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

これにつきましては、子供の貧困に対応するための個人住民税非課税措置の拡充による単身児童扶養者の非課税措置の対象への追加に係る整理でございます。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字

句とする。

これにつきましては、平成34年度分及び平成35年度分の軽自動車税種別割のグリーン化特例について、軽課の対象を電気自動車等に限定した上で新設するものでございます。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(余市町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 余市町税条例等の一部を改正する条例(平成28年余市町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条の2のうち、余市町税条例附則第15条の次に5条を加える改正規定を次のように改める。

附則第15条の次に次の6条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、北海道が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)

第15条の3 当分の間、軽自動車税の環境性能割において、法第445条第2項の規定の適用を受けべき軽自動車は、第81条の2の規定にかかわらず、北海道が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車とする。

2 前項の規定に該当する3輪以上の軽自動車に対して、法第445条第2項の規定を受けるための手続その他必要な事項については、この条例の規定にかかわらず、北海道における自動車税の環境性能割の課税免除の例による。

第15条の3の2 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、北海道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、

北海道における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「北海道知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 町は、北海道が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として北海道に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表内左欄より朗読いたします。第1号、100分の1、100分の0.5。

第2号、100分の2、100分の1。

第3号、100分の3、100分の2。

次のページをお開き願います。

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

第1条の2のうち、余市町税条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項

に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

これにつきましては、軽自動車税環境性能割賦課徴収の特例、非課税及び減免について、北海道における自動車税環境性能割の例によるなどの規定の整備でございます。

第5条 余市町税条例等の一部を改正する条例（平成30年余市町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、余市町税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを町長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の4第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

これにつきましては、大法人に係る申告書の電子情報処理組織による提出義務の喪失に伴う融通措置について規定するものでございます。

附則第1条第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第4項中「第12項」を「第17項」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中余市町税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日

(2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第7条の規定 平成31年10月1日

(3) 第2条中余市町税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成32年1月1日

(4) 第3条中余市町税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 平成33年1月1日

(5) 第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第8条の規定 平成33年4月1日

次のページをお開き願います。

(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の余市町税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成31年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人

の町民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表内左欄より朗読いたします。第34条の7第1項、特例控除対象寄附金、特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限り。)

附則第9条の2、特例控除対象寄附金、特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限り。)

送付、送付又は余市町税条例等の一部を改正する条例(平成31年余市町条例第 号)附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の余市町税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の余市町税条例(次項及び第3項において「32年新条例」という。)第36条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成32年度以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 32年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき余市町税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する32年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 32年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する32年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の余市町税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成32年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の余市町税条例（以下「31年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号

に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の余市町税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

以上、議案第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご高覧いただきたく存じます。

引き続きまして、一括上程された議案第2号余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号と同様、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことにより、本町都市計画税条例の一部を改正する条例について所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容につきましては、法律の改正に合わせて本条例中に引用しております条項の整理を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案。

余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年4月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

余市町都市計画税条例の一部を改正する条例（昭和41年余市町条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改める。

附則第17項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の余市町都市計画税条例の一部を改正する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第17項の規定の適用については、同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは、「、第48項若しくは第49項」とする。

以上、議案第2号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議、決定

を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご高覧いただきたく存じます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案2件についてこれより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 私のほうから大きく1点、個人住民税のふるさと納税に関する部分なのですが、この条例自体は国の制度改正の読みかえなので、我々が何か言えるかといえばそうでもないのですが、そういう部分もありますけれども、実際に運用するのは余市町なものですから、その点運用者としてその影響についてというふうに聞いていきたいのですが、規制は変わったわけです。去年特にさまざまところで報道もされておりましたが、では6月から新制度、新規制の中でやっていくわけなのですが、そうなった場合、税収という面を見た場合、余市町はこの制度改正によってどの程度の影響を受けてくるのかなというところが1つ。

もう一つとしては、これは当然、これはちょっと税法そのものの議論ではないのかもしれないけれども、よく言われているのは結局豪華な返礼品目当てにどんどん、どんどん寄附をします。地域間格差がという問題もあると。余市町は基準内でやっているの、そこは問題ないのですが、それで規制が入ってくるわけなのですが、では仮にこの返礼品の比重を、これ税務課がやることではないのですが、変えたりした場合、今一応3割未満でやっていますというのを、これを3%というふうに例えばしてしまうことをした場合、入ってくる金額というのに影響というのはあるのかなというところだったのです。そのあたりは、影響についてはどういうふうを考えていらっしゃるのかなというのを伺いたいと思います。

○税務課長（紺谷友之君） 14番、大物議員からのふるさと納税についてのお尋ねでございます。1問目につきましては、私のほうから答弁させていただきます。

このたびのふるさと納税の改正についてでございますが、平成31年度の税制改正におきまして、制度の健全な発展に向けて一定の部分の中で地方団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化につなげるため、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨をゆがめているような団体についてはふるさと納税の特例控除の対象外とするということができるよう制度の見直しが行われているところでございます。この税制改正におきます影響額についてのお尋ねでございますが、6月1日からの施行ということでございまして、6月1日以降に指定のほうから対象外となりました団体に対する寄附に対しての影響が出てくるところでございます。現時点においてどの程度の団体が指定対象外になるのか、また指定対象外となった団体にその後どれだけの方が寄附をなされるのかというのが現在想定できる状況ではございません。国におきましてもこのたびの見直しによる影響額の試算はされていないところでございますので、ご理解願いたく存じます。

○企画政策課長（阿部弘享君） 14番、大物議員の2つ目の質問について私のほうからご答弁申し上げます。

ふるさと納税の返礼品の3割未満を3%にした場合の影響ということですが、この場合についてはふるさと納税自体が寄附者の意向ということになりますので、こうした場合の試算についてはちょっと試算できないと考えておりますので、ご理解お願いいたします。

○14番（大物 翔君） 1問目の質問についてはわかりました。ある意味想定しようもないので、やってみぬことにはということだと思っております。そこはわかりました。

気になるのはやっぱり2問目のところなのではないかと思いますが、この制度を頭から否定しようというのではないのです。3月にも予算委員会の中でやりましたけれども、ただ二兎を追う者は一兎をも得ずと申しますが、やっぱりどうしてもこれ矛盾含みの制度であるということは私は感じているものですから、では全くなしよということとはできないのかもしれないけれども、地元の産品をどんどんPRしていくのだという部分はこの制度には含まれてくるわけですから、では1万円寄附して、例えば3,000円返礼品いただいて、諸経費全部差引いていったら残るのが大体半分程度と。それ一回基金に積むとやっていっているわけなのではないかと思いますが、あえて3割未満ではなくて3%にしてみました、本当粗品ですよと。10万円寄附したら3,000円とかというふうにしてしまうことでもまた一つうちは豪華な返礼品目当てのお客さんなんかそもそも相手にしてはございませんというのでもまた押していくことにもなるのではないかなと。要は物目当ての人をなるべく省いていってあげると。純粋に町を応援したいのだ、ふるさと応援したいのだという人からお金をいただいて、これ寄附者の意向という部分になってくるから、何ともな部分なのではあるけれども、やっぱりこういうところからも一つ一つうちは後ろ暗いことは何もしてございませんよというのを態度で示していくのも大事なのではなかろうかなというふう考えるのです。

以前にも取り上げた資料なのではあるけれども、参議院の事務局企画調整室というところのレポート調査ということで、レポートなのか雑誌なのかわからないのですが、出しています、この中で三角さんという予算委員会調査室の方が2015年の12月にこの制度に関してのレポートを書いているのです。やっぱりこの中で出てきている、いろいろな指摘がされているのですけれども、まず結論からいえば、この制度をやることによる実

質的な負担者というのは寄附者が住んでいる自治体なのです。余市町は差し引きでプラスになっているから、いいのですけれども、結局これは地域間格差を拡大するという側面を持っている。また、一方で寄附というのは本来は無償の善意だというふうな規定があるのだけれども、この制度自体はその趣旨から考えればちょっとそれとは相入れない部分もあるのではないかと、そういうものをやっぱり財源というふうに扱うとなった場合の我々の立場というのは果たしてどうなっていくのかなというのが常々疑問なのです。制度は制度で今この条例を書きかえるということもわかるのですけれども、実際それを我が町が運用していくわけなのです。そうなったときにこれをやればやるほど結局地域間格差がふえていくだろうというふうには私は考えるのだけれども、それでもこの現状のままいこうという考え方なのか、あるいはちょっとまた手心を加えようという考え方でいくのか、その辺も検討していく必要ってあるのではないかなと思うのですが、そのあたりはいかがでしょう。

○企画政策課長（阿部弘享君） 14番、大物議員の再度の質問についてご答弁申し上げます。

現在のふるさと納税についてですけれども、今現行の制度としてある以上、現行の適正募集基準というものが有りますので、その基準に適合するような募集を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解お願いいたします。

○14番（大物 翔君） それは今後また機会を見て議論していきたいと思っておりますけれども、実はこのレポートの中にもう一つおっかないことが書かれていまして、最後のほうだったのですけれども、また現在のところ東京都はふるさと納税に否定的であると見られているが、仮に東京都が豪華な返礼品、この場合は3割基準のあれが問題になっていたころだったのでそういうふうには書いてあるのですが、返礼品などによるふるさと納税に本格的

に取り組むようなことになれば、逆に地方から税収を吸い上げることも不可能ではないと。ふるさと納税は制度上必ずしも地方圏の自治体に有利に働くとは限らないのであるという指摘がなされております。総務省は、当然良識ある対応というのをずっと求めてきていると。ちょっと余りにもとなつて、今回規制を変えたという部分もあったかとは思いますが、一方でこうやって書いてある。プロセス全体で見たらアクセルとブレーキを同時に踏むような対応であったことは否めないと。これは税法全体の話でもあると思うのですけれども、だから制度は範囲内というけれども、さらにもう一歩先をいったほうがいいのではないかなと私は思うのです。人と同じでは結局その他大勢の中の一つに終わってしまうわけです。さらに上いってとなれば、すごいねとなれば、また町の信用度だったり、信頼というものが対外的にも高まってくるのではないかなという。税の話ではあるのだけれども、税の政策をやる中でそうやって余市というものの格を対外的にも高めていくということはできるのではないかなというふうには私は考えるのですが、そのあたりはどうでしょう。

○企画政策課長（阿部弘享君） 14番、大物議員の再度の質問についてご答弁申し上げます。

今のふるさと納税についてですけれども、あくまで現行の適正募集基準に基づいて、その基準に沿って適合した募集を実施してまいりたいということは変わらないと思っておりますので、ご理解お願いいたします。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

まず、議案第1号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 余市町税条例等の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第5、議案第3号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(羽生満広君) ただいま上程されました議案第3号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)及び地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第87号)が平成31年4月1日から施行されたことに伴い、余市町国民健康保険税条例につきましても関係部分について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容といたしましては、国民健康保険税の軽減基準のうち5割軽減に係る基準について被保険者の数に乘すべき金額を現行の27万5,000円から28万円に、2割軽減に係る基準について被保険者の数に乘すべき金額を50万円から51万円に引き上げるための改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。

余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年4月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

余市町国民健康保険税条例(平成11年余市町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の余市町国民健康保険税条例の規定

は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、議案第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第6、推薦第1号 余市町農業振興協議会委員の推薦についてを議題といたします。

推薦の方法については、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

指名いたします。中井議員、中谷議員、以上のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、中井議員、中谷議員、以上の議員を推薦することに決定いたしました。

○議長（中井寿夫君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって平成31年余市町議会第1回臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前11時08分

上記会議録は、枝村主幹・細川書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 6番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 9番 佐 藤 一 夫

余市町議会議員 10番 野 崎 奎 一

余市町議会議員 12番 庄 巖 龍